令和２年8月12日

マンホールカードの中止手続きについて

１．趣旨

マンホールカードは、原則として継続配布を条件として登録・作成・配布されています。

しかし、マンホールカードの第１弾の発行から年数も経過し、また数多くの様々な地方公共団体がマンホールカードに参加している状況におきましては、財政的な事情などによってマンホールカードの継続配布が困難となり、やむを得ず配布を中止する団体が出てきているのが現状です。

このため、ＧＫＰとしましては、現下の状況に鑑みまして、マンホールカードの配布中止に関する手続きを定め、もってマンホールカードの健全な発展を目指していきたいと考えております。

２．手続き

（１）配布中止を希望する団体からＧＫＰへの連絡

マンホールカードの配布の中止を希望する団体は、配布中止届（様式１）を用いてＧＫＰに対しメールにて連絡（申請）していただきます。申請の期限は、緊急的に中止せざるを得ない場合を除き、配布中止予定日の２か月前までといたします。また、必要に応じて、補足説明資料を添付してください。

また、ＳＮＳ、ネット情報、第三者からの告知等により、ＧＫＰが配布中止の事実を把握した場合には、ＧＫＰから速やかに当該団体に対して状況を確認させていただき、配布中止との確認が取れ次第、メール等で配布中止届（様式１）及び必要な補足説明資料の提出を依頼させていただきます。

なお、複数のマンホールカードを配布している団体が、そのうちの一部（３種あるうちの１種だけなど）を配布中止にすることは原則として認められませんが、特別な事情がある場合には、例外的な措置として、配布中止届（様式１）に配布中止を希望するマンホールカードを明記してＧＫＰへ連絡（申請）することとします。

（２）ＧＫＰから配布中止を希望する団体への連絡

提出された配布中止届（様式１）については、ＧＫＰでその内容を審議し、真にやむを得ないと判断した場合のみ配布中止届を受理し、配布中止とさせていただきます。

配布中止を決定した際には、ＧＫＰから当該団体に対し配布中止手続きを取ることを連絡させていただいた上で、ＧＫＰのホームページで配布中止について広報させていただきます。

なお、ナンバリング等についてはそのまま（欠番）とし、別のカードに使用することはいたしません。

■中止のご連絡、お問い合わせはMC制作チームのメールアドレスにお願いします

　manhole-card@gk-p.jp

■配布中止届は次頁の（様式１）をお使いください

（様式１）

年　　　月　　　日

マンホールカード配布中止届

ＧＫＰ・下水道広報プラットホーム

マンホールカード制作チーム　御中

（自治体名）

（担当課室名）

（担当者名）

（連絡先）メール

電話

以下の理由により、マンホールカードの発行要領において継続配布が条件とされているにも関わらず、当方の都合によりマンホールカードの配布を中止いたします。

　　　○配布中止予定日　　　　　　　年　　　　月　　　　日

○継続配布できない理由

なお、継続配布を中止するに当たり、以下の点について全て同意します。

・マンホールカードの配布を中止することを、ＧＫＰ・下水道広報プラットホームのホームページ等で明示し続けても構わないこと。

・当該マンホールカードの著作権、発行権、配布権など一切の権利を放棄し、すべての権利をＧＫＰ・下水道広報プラットホームに譲渡すること。

・今後、新たにマンホールカードを登録する場合には、登録申請書とは別に、継続配布が可能となった理由書を添付すること。